

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一 口当たりの金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	年会費	160,000	一名 100,000 二名以降 60,000 計二名 (年額)	令和4年4月15日	当法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、刊行物の購読、セミナーへの参加等を通じて、監査の実効性の向上を図るため。	公社	国認定
公益社団法人 消費者関連専門家会議	3011105005401	年会費	120,000	120,000 (年額)	令和4年4月28日	当法人は、消費者問題に関する事業等を行っており、セミナー・研修への参加等を通じて、造幣局製品の販売業務における消費者対応能力の向上を図るため。	公社	国認定
公益社団法人 日本医師会	5010005004635	日本医師会会費 本局(1~3期分) さいたま支局 広島支局	182,000	本局 一名 42,000 (1期あたり) さいたま支局 一名 28,000(年額) 広島支局 一名 28,000(年額)	令和4年4月15日 令和4年7月22日 令和4年8月19日 令和4年9月2日 令和4年12月16日	当局は製造業であり工場を保有していることから、職員の健康管理や快適な職場環境の形成など事業場の安全衛生の向上を図るうえで、会員に提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国認定
公益社団法人 精密工学会	9010005016288	年会費	150,000	一口 150,000 (年額)	令和4年12月16日	当法人は、精密工学に関する調査研究等を行っており、貨幣製造技術等の研究開発業務において、会誌の購読、講習会への参加等を通じて得られる最新の学術、技術情報は、当該業務の遂行に必要不可欠なものであるため。	公社	国認定
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	6010405001009	資格登録会員年会費 資格登録会員登録料 資格登録会員更新料 賛助会員年会費	100,000	資格登録会員年会費 一名 10,000(年額) 計四名 資格登録会員登録料 一名 7,000(登録時) 資格登録会員更新料 一名 3,000(更新時) 賛助会員年会費 一口 50,000(年額)	令和4年4月15日 令和5年3月10日 令和5年3月17日 令和5年3月31日	産業カウンセラーは、職場でカウンセリングを行うカウンセラーであり、心理学的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を、自らの力で解決できるように援助する者である。 当局の有資格者は、職員のメンタルヘルスの維持、改善、ひいては仕事の生産性の低下や心身の不調を未然に防ぐための活動を行っており、入会することで提供される会報誌の購読、研修会への参加等を通じて得られる最新の情報は産業カウンセラーの任務を行う上で必要であるため。		

一般社団法人 日本塑性加工学会	8010405010619	賛助会員会費	100,000	100,000 (年額)	令和4年4月22日	当法人は、塑性加工に関する研究発表等を行っており、研究開発業務において、講演会への参加等を通じて得られる最新の学術、技術情報は、当該業務の遂行に必要不可欠なものであるため。		
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	研修会参加料	228,100	-	令和4年4月22日 令和4年5月20日 令和4年7月22日 令和4年8月26日 令和4年9月30日 令和4年11月18日 令和5年1月27日 令和5年2月24日 令和5年3月17日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本産業衛生学会	4011105000467	学会参加登録費	122,000	-	令和4年4月14日 令和4年11月25日 令和5年2月6日 令和5年3月1日 令和5年3月2日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	7010405010495	受講料 受検料	297,630	-	令和4年9月2日 令和4年9月7日 令和4年9月16日 令和4年11月11日 令和4年11月18日 令和4年11月22日	-	公社	国認定
公益社団法人 日本分析化学会	7010705001780	受講料	265,000	-	令和4年6月3日 令和4年6月24日 令和4年10月28日 令和4年11月4日 令和5年2月17日	-	公社	国認定

※ 本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて(平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定)に基づく令和4年度における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。